

八女

広報 YAME 平成30年

2018

ご利用ください、移動図書館 2～3
7月は福岡県同和問題啓発強調月間 4～5
国保についてのお知らせ 6～7
65歳以上の皆さんの介護保険料 8～9

7
No. 1142



初めまして。「ほんの森 ぶっくるん」号です

八女市で3台目となる移動図書館「ほんの森 ぶっくるん」号のお披露目式が6月9日(土)、八女市働く女性の家(八女市立図書館立花分館)でありました。式典では、みつとも保育園の園児たちがマーチングや歌で花を添えました。ぶっくるん号は1500冊の本を乗せて、主に立花・旧八女地区で

運行します。鮮やかなオレンジ色の車体に本を持つかわいい十二支のキャラクターが描かれています。市内には「ゆめみらい号」(黒木、上陽、矢部地区)と「ぶっくらんど号」(星野地区)がすでに運行しています。市内全域でのサービスが広がった移動図書館をどうぞご利用ください。



黒木・上陽・矢部地区
「ゆめみらい号」が
運行しています



星野地区は
「ぶっくらんど号」が
運行しています



ご利用ください、移動図書館

市内全域で移動図書館サービスを実施しています

ぶつくるん号のお披露目式典には関係者を含め市民約70人が集まり運行を祝いました。鮮やかなオレンジ色の車体に十二支のキャラクターが描かれたデザインで、「かわいい」と喜びの声が上がっていました。「車の運転ができず図書館までなかなか行くことができない人もおり、とても喜ばれると思います」と話される人もいました。移動図書館は市内各地を月1回のペースで運行します。あなたのお近くに来る際には、ぜひご利用ください。



「知識の玉手箱として活用を」
橋本 吉史 教育長

今までは山間地を主に移動図書館を運行していましたが、このたび全市域にて運行することになりました。キャラクターである干支が運ぶ幸せの移動図書館となるように、知識の玉手箱として活用していただきたいです。



「すべての方に親しみやすいデザインを」
ペドロ山下さん
(八女市出身デザイナー)

黄色い車体はミカンの産地立花町をイメージして、本を持つ十二支のキャラクターは子どもからお年寄りまですべての方にご利用いただきたいとの思いでデザインしました。本を読むきっかけにさせていただけたらうれしいです。

ほんの森ぶつくるん号 (旧八女・立花地区)

巡回場所	めやすの時間	巡回予定日
きらきら	10:50 ~ 11:10	7/3、8/7、10/9、11/6、12/4、
筑南小学校	13:05 ~ 13:50	1/8、2/5、3/5
たちばな森の里	14:10 ~ 14:50	※火曜日
筑南学童保育所	15:10 ~ 15:50	7/5、8/9、10/11、11/8、12/6、1/10、2/7、3/7 ※木曜日
グループホームけやき	14:10 ~ 14:50	7/6、8/10、10/12、11/9、12/7、1/11、2/8、3/8 ※金曜日
白百合幼稚園	10:30 ~ 11:10	7/10、8/14、10/16、11/13、12/11、1/15、2/12、3/12 ※火曜日
みつとも保育園	10:30 ~ 11:10	7/11、8/15、10/17、11/14、12/12、1/16、2/13、3/13
八幡小学校	13:05 ~ 13:50	※水曜日
いずんじま	9:30 ~ 10:10	7/12、8/16、10/18、11/15、12/13、1/17、2/14 (木)、3/14
西公民館	10:30 ~ 11:10	※木曜日
ケアハウス八女	10:30 ~ 11:10	7/13、8/17、10/19、11/16、12/14、1/18、2/15、3/15
グループホームゆらり館	14:10 ~ 14:50	※金曜日
伍福会	14:10 ~ 14:50	7/17、8/21、9/25、10/23、11/20、12/18、1/22、2/19、3/19 ※火曜日
東公民館	10:30 ~ 11:10	7/18 (水)、8/22 (水)、9/26 (水)、10/26 (金)、11/30 (金)、12/21 (金)、1/25 (金)、2/22 (金)、3/22 (金)
多機能ホームしみず	13:05 ~ 13:50	7/18、8/22、9/26、10/24、11/21、12/19、1/23、2/20、3/20 ※水曜日
葉の花の丘	10:30 ~ 11:10	7/19、8/23、9/27、10/25、11/22、12/20、1/24、2/21、3/28 ※木曜日
立花学童保育所	15:30 ~ 16:10	
かつき苑	15:10 ~ 15:50	7/20、8/24、9/28、10/26、11/30、12/21、1/25、2/22、3/22 ※金曜日

平成30年度の、一般の方もご利用できる移動図書館の巡回場所を紹介しています。蔵書点検または悪天候の場合はお休みすることがあります。移動図書館に関するお問い合わせは、それぞれの地域の本館・分館へどうぞ。

八女市立図書館

- 八女本館（八女文化会館隣） ☎ 22・2504
- 黒木分館（黒木開発センター内） ☎ 42・0400
- 立花分館（働く女性の家内） ☎ 37・1522
- 上陽分館（上陽公民館内） ☎ 54・3131
- 矢部分館（矢部基幹集落センター内） ☎ 47・2258
- 星野分館（星野地域活性化施設内） ☎ 52・3120

「ぶっくるん号を利用してたくさん本を」

山田 美里さん
（ぶっくるん採用者）

※お披露目式で、山田さんに記念品としてペドロ山下さんの原画が贈られました。



本の「ブック」と「来る」を合せて「ほんの森ぶっくるん」と、ぱっと思い浮かび応募しました。私自身図書関係の仕事をしていて、日頃から子どもたちへの読み聞かせをしたり、いろいろな方が本に親しんでいただけるお手伝いをしています。ぶっくるん号を利用して、たくさん本を読んでいただきたいです。

ゆめみらい号（黒木・上陽・矢部地区）

黒木(巡回場所)	めやすの時間	巡回予定日
笠原えがおの森	15:10 ~ 15:50	7/4、8/15、10/10、 11/7、12/5、1/9、2/6、 2/27 ※水曜日
犬山みきやストアー	15:10 ~ 15:50	7/5、8/16、10/11、 11/8、12/6、1/10、2/7、 2/28 ※木曜日
串毛コミュニティセンター	14:10 ~ 14:50	7/7、8/18、10/13、 11/10、12/8、1/12、 2/9、3/2 ※土曜日
上田代公民館	15:10 ~ 15:50	
吉書場団地	14:10 ~ 14:50	7/14、8/25、9/22、 10/20、11/17、12/15、 1/19、2/16、3/9 ※土曜日
無田公民館	15:10 ~ 15:50	
大淵基幹集落センター	10:30 ~ 11:10	7/19、8/30、9/27、 10/25、11/22、12/20、 1/24、2/21、3/14 ※木曜日
げんき館おおぶち	14:10 ~ 14:50	7/21、9/1、9/29、 10/27、11/24、12/22、 1/26、2/23、3/16 ※土曜日
豊岡コミュニティセンター	15:10 ~ 15:50	
上陽(巡回場所)	めやすの時間	巡回予定日
三川JA駐車場	12:10 ~ 12:45	7/10、8/14、10/9、 11/13、12/11、1/8、 2/12、3/12 ※火曜日
地域福祉センター	14:05 ~ 14:20	
矢部(巡回場所)	めやすの時間	巡回予定日
ゆいのもり	10:30 ~ 11:10	7/13、8/24、10/19、 11/16、12/14、1/18、 2/15、3/8 ※金曜日

走るゆめのぶっくらんど号（星野地区）

	巡回場所	めやすの時間	巡回予定日
上郷地区	桁山（小波自動車前）	10:10~10:25	毎月 第1水曜日 (9月は特別整理期間のため中止)
	仁田坂（茶工場前）	10:30~10:40	
	樋下	10:45~10:55	
	尾払（二田製茶前）	11:05~11:15	
	三坂（星の自然の家）	11:25~11:55	
	滝の脇（公民館）	12:05~12:30	
	仁田原（郵便局前）	12:40~12:55	
星野地区	星寿園	10:10~10:40	毎月 第2水曜日 (9月は特別整理期間のため中止)
	千々谷（展示館・江良製茶前）	11:35~11:55	
	合原	12:00~12:15	
	山口医院	12:20~12:35	
	寄（森林組合前）	13:30~13:50	
	本星野（共同製茶工場・源太窯前）	13:55~14:10	
椋谷地区	広内（山口緑茶園）	10:10~10:25	毎月 第3水曜日 (9月は特別整理期間のため中止)
	一木（一木橋）	10:30~10:40	
	さくらんぼ住宅	10:45~11:00	
	合瀬（田中建設前）	11:05~11:15	
	堅木（三叉路）	11:20~11:30	
	椋谷	11:35~11:50	
	鹿里	11:55~12:10	
耳納高原病院	12:20~12:50		
小野地区	長尾（高木茶園前）	10:10~10:30	毎月 第4水曜日 (9月は特別整理期間のため中止)
	縫尾（ロードパーク）	10:45~11:10	
	光延団地	11:15~11:25	
	黒木谷（原口製茶前）	11:30~11:45	
	小原（防火用水横）	11:50~12:05	
	土穴	12:10~12:20	
	長尾（浄源寺）	12:25~12:40	
そよかぜ	13:30~14:00		

かけがえない命が輝くまちづくりを目指して

知っていますか？

部落差別解消推進法

平成28年12月に部落差別解消推進法が施行されました。また7月は福岡県同和問題啓発強調月間です。部落差別解消のために、八女市や県内各地で、講演会や街頭啓発などの取り組みが行われます。この機会に、同和問題について正しく理解し、一人一人の人権が尊重される社会の実現を目指しましょう。

◎ 部落差別って？

部落差別（同和問題）とは、日本の歴史的発展の過程で形作られた身分階層構造に基づく差別により、国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、日常生活の上で様々な差別を受けるなど、我が国固有の重大な人権問題です。

◎ どのような法律ですか？

現在もなお部落差別が存在することを認め、「部落差別は許されないものである」との認識のもとに、部落差別のない社会を実現しようという目的で作られました。この法律では、国や地方公共団体に対し、相談体制を充実させることや、教育・啓

発を行うことなどを求めています。

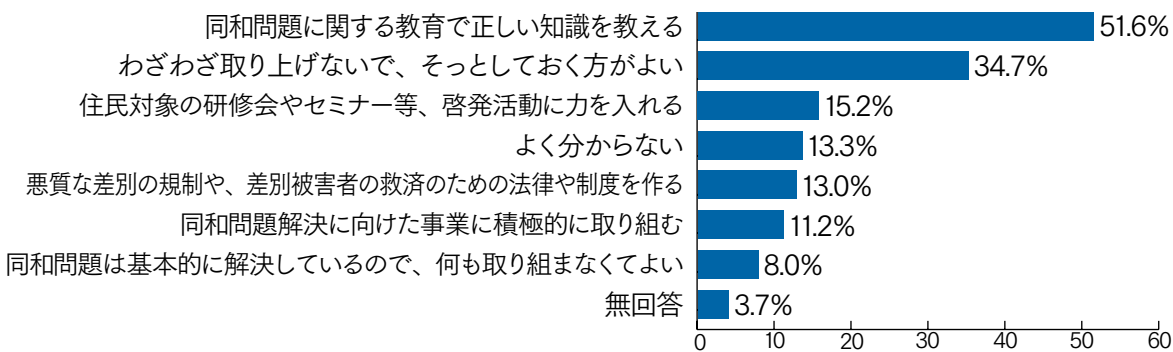
◎ どうして今この法律が作られたのですか？

近年、情報化の進展に伴って、私たちの生活は大変便利なものになりました。しかし、インターネット上には、偏見に基づいた差別を助長する書き込みなど、誤った情報が氾濫しています。また不当な身元調査などによって、同和地区出身である、関係があると思われる、就職する時に不利な扱いを受けたり、結婚の際に周囲から反対されたりといった問題が現在も起きています。

人権問題に関する市民意識調査から見えてくるもの

部落差別について、「そっとしてお

人権問題に関する市民意識調査より_ 問：同和問題を解決するために重要だと思う施策や取り組み（全体）



けばいつかは解決する」「わざわざ教えるからなくならない」といった、いわゆる「寝た子を起こすな」という考え方も根強く残っています。八

女市でも、平成28年3月に行った「人権問題に関する市民意識調査（左上表）」で、同和問題を解決するための施策として、およそ34%の人が「わざわざ取り上げないで、そっとしておく方がよい」という意見を挙げています。しかし本当にそれで解決するのでしょうか。正しく学ばなければ、将来、部落差別に関する誤った情報に触れた時に、それを信じてしまい、差別意識を持ってしまふ恐れがあります。

学びの機会を生かしましょう

市では、人権セミナーなど、人権について学ぶ機会を設けています。また、市内の団体や企業が開催する人権研修会に、講師派遣等も行っていきますので、お問い合わせください。

人権セミナー八女2018 (7月実施の講座)

【八女会場】

講演「部落差別はなぜ起きるのか」

- 日時 7月10日(火) 19時30分～21時
- 会場 八女市八女はちひめホール
- 講師 西南女学院大学教授 新谷恭明



～7月は福岡県同和問題啓発強調月間です～

部落差別のない社会を実現するために、平成28年12月、部落差別解消推進法が施行されました。

福岡県人権擁護委員連合会長から表彰

人権擁護委員の秀徳正吾さん(右)と古川正二さんに、5月25日付で、福岡県人権擁護委員連合会長から表彰状が送られました。お二人は長年にわたって人権思想の普及や人権擁護活動に尽力されています。



人権・同和政策課からのお知らせ

7月2日に街頭啓発を行います

下記の時間帯・場所で行いますのでご協力をお願いします。

	地域	啓発場所	時間
7月2日(月)	矢部	石川内バス停	7:30～
	星野	星野支所前	7:30～
	立花	道の駅たちばな	11:00～
		べんがら村	11:00～
	八女	ゆめタウン八女店	17:00～
		トライアル八女店	
		マルキョウ八女店	
		マックスバリュ本村店	
		Aコープ八女店	
	黒木	アスタラビスタ黒木店	17:00～
Aコープくろぎ店			
上陽	上陽支所前	17:00～	



●問い合わせ＝
人権・同和政策課 (☎23・1490)

【矢部会場】 講演「熊本地震に学ぶ」

●日時 7月24日(火)19時～20時30分

●会場 矢部公民館

●講師 熊本学園大学教授 和田要



●八女・矢部会場共通 参加費無料。託見あり(要事前申込み)。手話通訳あり。

●問い合わせ 人権・同和教育課 (☎23・2074)

市内の同和問題啓発強調 月間の取り組み

7月の同和問題啓発強調月間にあわせ、講演会や、街頭啓発を行います。

映画会

●上映作品 「彼らが本気で編むときは」

●日時 7月7日(土)13時30分(12時30分開場)

●場所 黒木開発センター

●あらすじ 優しさに満ちたトランスジェンダーの女性リンコ(生田斗真)と彼女の心の美しさに惹かれ、すべてを受け入れる恋人のマキオ(桐谷健太)。そんなカップルの前に現れた、愛を知らない孤独な少女トモ(柿原りんか)。本当の家族ではないけれど、

3人で過ごす特別な日々は、幸せに満ちたすばらしい時間だった……。桜の季節に出会った3人が、それ

彼らが 本気で 編むときは、

©2017 「彼らが本気で編むときは、」製作委員会



お笑い人権高座

それぞれの幸せを見つけるまでの心温まる60日。

●講演 「新ちゃんのお笑い人権高座」笑顔で暮らす願いに生きる」

●日時 7月21日(土)14時(13時開場)

●場所 おりなす八女ハーモニーホール

●講師 露の新治



●問い合わせ 人権・同和政策課 (☎23・1490)

国保についてのお知らせ

平成30年度国民健康保険税について

6月の市議会にて、本年度の八女市の国民健康保険税（以下、国保税）の税率が決まりました。7月中旬ごろ 国民健康保険（以下、国保）の被保険者世帯に、納税通知書を発送します。本年度は、法律の改正により、軽減措置の拡大と賦課限度額を変更し、国保の広域化に伴い、適正な国保運営に即した税率に見直しました。

国保税は、世帯分を世帯主が納付します。税額は、世帯の国保加入者それぞれの「医療分（医療費に充てる部分）」「後期高齢者支援金分（後期高齢者医療制度を支援する分。以下、支援分）」の所得割および均等割、平等割の合計になります。40歳から64歳の国保加入者がいる場合、これに「介護分（介護保険の部分）」が加わります（税率表参照）。今回の納税通知書は平成30年度の税額をお知らせするもので、7月から3月までの9期（年金から徴収する「特別徴収」の世帯は6期）に分けての納付になります。

4月から7月初旬までに社保加入や離脱などの届出をした世帯は、変更を行ったあとの税額になっています。それ

【問い合わせ】市民課国保年金係（☎233・1116）／黒木支所市民生活福祉課（☎42・1113）／立花支所市民生活福祉課（☎233・4932）／上陽支所市民生活福祉課（☎54・2218）／矢部支所市民生活福祉課（☎47・3111）／星野支所市民生活福祉課（☎52・3113）

歳である。

② 国保世帯主が年額18万円以上の年金を受給している。

③ 国保世帯主が介護保険料の特別徴収対象者で、その介護保険料と国民健康保険税の合計額が、年金支給額の2分の1を超えない。

今年度から特別徴収になる世帯は、第1～3期分を普通徴収で、第4～9期分を10月、12月、2月の年金から徴収させていただきます。

すでに特別徴収の世帯は、平成30年2月の年金からの徴収額と同額を「仮徴収」として4・6・8月（※）に年金から徴収させていただきます。そして決定した年税額から仮徴収分を差引いた額を、「本徴収」として10・12・2月の3回に分けて年金から徴収させていただきます。

※今年度の仮徴収額と本徴収額に大きな差が生じる場合は、8月以降の徴収額を調整します。

特別徴収から普通徴収に変更したい場合

申請により納付方法を変更することができます。ただし、これまで国保税の滞納がない世帯で口座振替の登録がされている世帯のみです。

世帯の所得による軽減

前年度の世帯の所得が基準額以下の場合、その基準に応じて国保税の均等割と平等割を7割、5割、2割軽減します。

非自発的失業者の軽減

倒産や解雇、雇い止めなどで離職した人の給与所得を30%とみなして国保税を計算する制度があります。お問い合わせのうえ、該当する場合はハローワークが発行した雇用保険受給資格者証と印鑑を持参し申請してください。

そのほか、国保税の一部減免制度があります。減免は、その事由を証明する書類を添えた申請が必要です。

国民健康保険税に関する詳細は市民課国保年金係または各支所国保担当窓口にお問い合わせください。

	医療分	後期支援分	介護分（40～64歳の人）
所得割	（平成29年中の総所得額等 - 33万円）×8.2%	（平成29年中の総所得額等 - 33万円）×2.7%	（平成29年中の総所得額等 - 33万円）×2.3%
均等割	被保険者1人当たり 24,000円	被保険者1人当たり 7,300円	被保険者1人当たり 9,000円
平等割	1世帯当たり 24,000円	1世帯当たり 7,000円	1世帯当たり 7,000円
賦課限度額	580,000円	190,000円	160,000円

●平成30年度から資産割（10%）がなくなり、平等割（医療分）が24,000円になります。●国保税は、医療分+後期支援分+介護分（40歳以上65歳未満の国保加入者）の合計になります。●所得割、均等割は被保険者ごと、平等割は世帯ごとに計算します。●医療分、後期支援分、介護分を計算した税額がそれぞれの限度額を超えた場合、賦課限度額の税額になります。

平成30年度 国保税率表 ※青字の部分が今回変更になったところです。

70歳以上75歳未満の人の自己負担限度額が変わります

70歳以上75歳未満の人の自己負担限度額（月額）が平成30年8月から変わります。すべての人が安心して医療を受けられる社会を維持するために、世代間・世代内の負担の公平を図られるよう、負担能力に応じた負担になることを目的としています。※高額療養費制度とは、1か月に支払った医療費（一部負担金）が高額になったとき、申請して認められると自己負担限度額を超えた分が支給される制度です。

【平成30年8月から】

①現役並み区分は細分化された上で限度額が引き上げられます。

②一般区分は外来限度額が引き上げられます。

※これまで70歳以上75歳未満の人の限度額適用認定証の交付は適用区分が「区分Ⅰ」「区分Ⅱ」の人が対象でしたが、今回の改正により「一般」と「現役並みⅢ」以外の人に交付ができます。入院・外来での高額な治療の際には限度額適用認定証を申請ください。

（「一般」と「現役並みⅢ」の人は保険証と高齢受給者証を提示することで自己負担限度額までの計算が適用されます。区分については市役所窓口にてご確認ください）

※月の1日から末日までの受診について、1か月単位で計算します。

※食事代や差額ベッド代、保険がきかない治療は対象外です。

▼平成30年7月まで

適用区分	外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
一定以上(現役並み所得者)	57,600円	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% (4回目以降は44,400円)
一般	14,000円(8月~翌年7月の年間上限144,000円)	57,600円 (4回目以降は44,400円)
区分Ⅱ	8,000円	24,600円
区分Ⅰ		15,000円



▼平成30年8月から

適用区分	外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
現役並みⅢ	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% (4回目以降は140,100円)	
現役並みⅡ	167,400円+(総医療費-558,000円)×1% (4回目以降は93,000円)	
現役並みⅠ	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% (4回目以降は44,400円)	
一般	18,000円(8月~翌年7月の年間上限144,000円)	57,600円 (4回目以降は44,400円)
区分Ⅱ	8,000円	24,600円
区分Ⅰ		15,000円

※「総医療費」とは、10割負担した場合の金額です。※「4回目以降」とは、過去12か月以内に同じ世帯での高額療養費の支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額です。(平成30年4月以降は、同一県内の他市町村への転出等があっても世帯の継続性が認められる場合には、回数は通算されます)

国保加入者で認定証などをお持ちの人へ

認定証・高齢受給者証の有効期限は7月31日。認定証の更新は8月中に手続きが必要です

「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新について

現在お持ちの「認定証」は、7月31日で有効期限を迎えます。引き続き8月以降も「認定証」が必要な人は、8月中に更新の手続きをしてください。(※7月中は更新できません)「認定証」は申請月の初日から有効となります(この「認定証」は入院・高額外来時に必要になります。医療機関へ提示するとひと月の自己負担限度額までの窓口負担となります)。なお、8月以降に窓口で交付する「認定証」の有効期限は、平成31年7月31日までです。

●場所：市民課国保年金係または各支所国保担当窓口
●持ってくるもの：▽国民健康保険証▽現在お持ちの「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」▽世帯主の認印▽個人番号の通知カード(世帯主および認定を受ける人のもの)▽窓口にお越しの人の身分証明書

※非課税世帯の人で、過去1年間に91日以上入院した場合、長期入院の認定をするためには領収証(最近分で91日以上)が必要となります。※重度障害者医療証をお持ちの人で住民税非課税の世帯に属する人は、医療機関で「認定証」を提示すると、入院時の自己負担日額500円が300円に減額されます。※「認定証」をお持ちでなく、入院等の予定のある人は、事前に国保担当窓口までご相談ください。

「国民健康保険高齢受給者証」の更新について

国民健康保険加入者で、70歳以上75歳未満の人(後期高齢者医療制度加入者は除く)は、7月31日で受給者証の有効期限を迎えます。7月中に新しい受給者証を送付します。期限の切れた受給者証は回収しませんので、各自で処分してください。※7月2日~8月1日の間に70歳になる人には、交付式で高齢受給者証をお渡ししますので、別途通知します。

65歳以上の
皆さんの



平成30年～32年度の介護保険料を改定しました

介護保険料をお知らせします

介護保険は介護を社会全体で支える制度として、40歳以上のすべての人が加入しています。介護保険料は、今後提供される介護サービスの総費用の推計を基に算定されています。市の介護保険制度を維持していくための大切な保険料です。保険料納付へ皆さんのご理解とご協力をお願いします。

平成30年度の
納入通知書は7月中
に送付します

保険料は11段階、
基準額は6千円(月額)

介護保険料は、介護サービスにかかる費用などから算出された「基準額」をもとに、前年の本人の所得や世帯の課税状況等によって、11段階に分かれています。平成30～32年度の八女市の基準額は6千円(月額)になります。

※介護保険料は左上図を参照
※平成27年度介護保険制度の改正により、公費を投入して低所得者の保険料軽減を行う仕組みが設けられています。この改正に伴い、第1段階の人の介護保険料については、負担を軽減しています。

保険料の納付方法

▼年金から天引き(特別徴収)
介護保険料を年金から天引きすることを「特別徴収」といいます。年金が年額18万円以上支払われている人は、

あらかじめ年金から天引きされます。

▼納付書や口座振替での納付(普通徴収)
年金が年額18万円未満の人や年度途中で65歳になられた人、他市町村から転入された人等は、市が送付する納付書で納めてください。

市が指定する金融機関で口座振替の手続きをすると、翌月以降は口座振替ができて便利です。「保険料の納付書」「預金通帳」「印鑑(通帳の届出印)」以上の三つを持って、金融機関で手続きをしてください。

口座振替が便利です!

市が指定する金融機関で口座振替の手続きをすると、翌月以降は口座振替ができて便利です。「保険料の納付書」「預金通帳」「印鑑(通帳の届出印)」以上の三つを持って、金融機関で手続きをしてください。

保険料の納付が困難な場合

生活が著しく困難で、資産などを活用しても保険料を納付できない人は、納期までに介護長寿課に相談してく

ださい。次のいずれかに該当する場合、減額されることがあります。

- ① 災害で著しい損害を受けた
- ② 主たる生計者の所得の激減
- ③ 生活保護法で定める基準以下の収入で現に生活保護を受けていない

介護サービスを利用するには

要介護認定の申請をして「介護や支援が必要な状態である」と認定される必要があります。認定されない人にも、介護予防・日常生活支援総合事業が提供されます。申請受付は、介護長寿課および各支所の介護保険担当課で行っています。介護保険被保険者証(黄色)とマイナンバーが確認できるものを窓口までご持参ください。

保険料を納めないでいると

滞納期間に応じて次のよう

な保険給付の制限が適用される場合があります。

【1年以上】介護サービス費用の全額をいったん利用者が負担し、申請によりあとで保険給付分(9割～7割)が支払われます。

【1年6か月以上】保険給付の一部または全部が一時的に差し止めになります。

【2年以上】介護サービスの自己負担分が通常の1割または2割から3割(利用者負担がもともと3割の人は4割)に引き上げられます。未納期間が長いほど、この期間も長くなります。

滞納額が大きくなると、まとめて納めるときに負担感も大きくなります。できるだけ早めに納めましょう。

問い合わせ 介護長寿課 介護認定係 (0236-1353)

熱中症の発生は
7～8月がピーク
熱中症を正しく理解し、
予防しましょう

高温多湿な環境下で、体内の水分や塩分のバランスが崩れ、体温調節がうまく働かないことで熱中症になります。筋肉痛や大量の発汗、さらには吐き気や倦怠感などの症状が現れ、重症になると意識障害などが起こります。家の中でじっとしていても室温や湿度が高いために、体から熱が逃げにくく熱中症になる場合があるので注意が必要です。

子どもや高齢者は特に注意

- ▼子ども
○体温の調節能力がまだ十分に発達していない
- 身長が低く、地面に近いため、大人以上に高温の環境下にさらされる
- 遊びに夢中になっているとどの渴きを忘れがち
- ▼高齢者
○暑さを感じにくくなっており、自覚がないのに熱中症になっている危険がある
- 汗をかきにくく、身体から熱が逃げにくい
- トイレが心配で水分を控えすぎてしまいがち

所得段階	対 象 者	保険料率	保険料(月額)
第1段階	生活保護受給者または老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の人／本人および世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入金額と合計所得金額等の合計が80万円以下の人	基準額×0.45	32,400円
第2段階	本人および世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入金額と合計所得金額等の合計が80万円を超え120万円以下の人	基準額×0.70	50,400円
第3段階	本人および世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入金額と合計所得金額等の合計が120万円を超える人	基準額×0.75	54,000円
第4段階	本人は市民税非課税であるが、世帯員の中に市民税課税者がいる人で、課税年金収入金額と合計所得金額等の合計が80万円以下の人	基準額×0.90	64,800円
第5段階 (基準額)	本人は市民税非課税であるが、世帯員の中に市民税課税者がいる人で、課税年金収入金額と合計所得金額等の合計が80万円を超える人	基準額	72,000円
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額から特別控除額を引いた額が120万円未満の方	基準額×1.20	86,400円
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額から特別控除額を引いた額が120万円以上200万円未満の人	基準額×1.30	93,600円
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額から特別控除額を引いた額が200万円以上300万円未満の人	基準額×1.50	108,000円
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額から特別控除額を引いた額が300万円以上400万円未満の人	基準額×1.70	122,400円
第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額から特別控除額を引いた額が400万円以上600万円未満の人	基準額×1.85	133,200円
第11段階	本人が市民税課税で、合計所得金額から特別控除額を引いた額が600万円以上の人	基準額×2.00	144,000円

段階区分	負担の上限額
現役並み所得者 ●同一世帯内に課税所得145万円以上の人がある場合で世帯年収が520万円以上(1人世帯の場合は年収383万円以上)	【世帯】 44,400円/月
一般 ●住民税課税世帯で現役並み所得者以外	【世帯】 44,400円/月 (右記注※の条件に該当する場合は緩和措置あり)
住民税非課税世帯 ●合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人 ●住民税が世帯非課税で老齢福祉年金を受けている人	【世帯】 24,600円/月 【個人】 15,000円/月
●生活保護受給者 ●利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合	【個人】 15,000円/月 【世帯】 15,000円/月

▽上限額の段階区分は、それぞれの月の初日に利用者の属する世帯主および世帯員の課税状況などにより判断します。
▽平成30年8月より、合計所得金額から長期譲渡所得または短期譲渡所得にかかる特別控除額および年金所得をのぞきます。
▽同一世帯の中に介護保険サービスを受けている人が複数の



高額介護サービス費支給申請

1か月に支払った自己負担額が一定の上限額を超えた場合は、超えた分が払い戻されます。払い戻しができるのは、申請月からさかのぼって2年以内です。

場合は、世帯合算ができます。

(注※) サービスの利用負担割合が1割の被保険者のみの世帯には、平成29年8月から3年間に限って「年間の利用者負担上限額(44万6400円)」の緩和措置があります。

▽該当すると思われる人に対してのみ、市から高額介護サービス費支給申請書を送付します。一度申請すると、それ以降は毎月申請する必要はなく、高額介護サービス費の支給が発生した場合に、指定口座へ自動的に振り込みます。支給対象者には振り込み前に決定通知書を送付します。

問い合わせは介護長寿課介護サービス係(☎23・2545)

症状と対処法

【軽度】めまい、立ちくらみ、大量の発汗、筋肉痛
↓ 涼しい場所へ移動し、水分や塩分を補給する

【中等度】頭痛、吐き気、嘔吐、からだがだるい(倦怠感)
↓ 自分で水分や塩分が取れない場合、すぐ病院へ

【重度】意識障害、けいれん、ふらふらして立てない、高体温
↓ 救急車を呼びすぐに病院へ。首やわきの下、足の付け根を冷やしながら救急車を待つ

熱中症の予防方法

○こまめな水分・塩分補給
室内でも、外出時でも、のどの渇きを感じなくても、こまめに水分・塩分、経口補水液やスポーツドリンクなどを補給しましょう。
○暑さを避けてください
■扇風機やエアコンを使った温度調節(室温28度、湿度70%を越えない)
■通気性の良い、吸湿・速乾の衣類、日傘や帽子の着用
■保冷剤、氷、冷たいタオルなどによる身体の冷却

●問い合わせは健康推進課保健指導係(☎23・1352)
▽介護長寿課高齢者支援係(☎23・1300)

町並み保存のご協力をお願いします

八女福島、黒木の重要伝統的建造物群保存地区（以下、「伝建地区」）では、町並みの保存計画を定め、住民の方や各町づくり団体にご協力いただき、建造物群の保存継承と適正な景観形成に取り組んでいます。

伝建地区内の現状変更行為について

伝建地区内の現状変更行為を行う場合は、八女市文化的景観条例に基づき、市長および教育長の許可が必要です。次のような行為を計画される方は、事前に担当部署まで問い合わせください。また、工事等を行う場所が、伝建地区に含まれるか不明な場合も問い合わせをお願いします。



八女福島の町並み（東古松町）

申請が必要な場合

- 建物（車庫・倉庫等を含む）の新築、増築、移転、取り壊しをする場合。
- 修繕・塗替えなどで、建物の外観や色を変える場合。
- 新たに看板や屋外設備機器（エアコン室外機・テレビアンテナ等）を設置する場合。
- 宅地の造成その他の土地の形質の変更をする場合。
- 木や竹を伐採する場合。間伐や剪定等は申請不要。

許可基準のポイント

- 屋根は、いぶし銀、黒またはコゲ茶色等とし、外壁の色彩は、白、灰色、土壁嵐の色等、歴史的町並みに調和した色とする。
- エアコンの室外機やテレビのアンテナ等は通りから見えない場所に設置するか、目隠しなどで目立たないようにする
- 駐車場の道路境界には、塀や生垣を設置する。
- 伝統的建造物に特定されている建物などの取り壊しはでない。

●問い合わせ先【八女福島地区】地域振興課町並み景観係（☎24・8164）
 【黒木地区】黒木支所産業経済課商工観光係（☎42・1115）
 できません。

建築物等の修理・修景について

伝統的建造物の復原修理や、外観修景（新築・外観改修）については、事業に係る工事費・設計監理費について、補助制度を設けています。補助を利用される場合は、前年度からの調査・図面の作成等が必要となりますので、詳細につきましては、担当部署までお問い合わせください。

出前講座も行っています

伝建地区の歴史や特徴、町並み保存についての取り組み等について、学習会を開催される団体・グループについては、皆さんのもとへ職員が出向いて出前講座を行っています。講座を希望される際は、担当部署までお問い合わせください。

今後とも町並み保存へのご理解・ご協力をお願いします。

7月1日～31日は 社会を明るくする 運動強化月間

第68回「社会を明るくする運動」は犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラが全国的に実施されます。

この運動は、犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれ立場で力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築くための取り組みです。

近年、再犯者による犯罪の割合の増加が深刻な脅威として社会の重大な関心事となっています。刑法犯の認知件数は年々減少傾向にあるものの、ストーリー被害、インターネットやSNS等に起因した犯罪、幼い子どもを狙った事件や高齢者を標的にした詐欺事件など犯罪情勢は予断を許さない

状況にあります。犯罪や非行が生まれるのは地域社会であり、また罪を犯した人や非行をした少年の更生を促す場も地域社会にほかなりません。そして、その更生を有効あるものとするためには、地域社会の理解と協力が不可欠です。

皆さんが犯罪や非行の実態を意識して、地域環境の浄化に心がけるとともに、罪を犯した人たちが非行をした少年の立ち直りを温かい目で見守りつつ、援助の手をさしのべ、明るい社会を作りましょう。



「社会を明るくする運動」をテーマとした弁論大会

各中学校・高校の代表者による、安全・安心なまちづくりのための意見、日常生活や体験で感じたことを自由に述べる弁論大会です。青少年の素晴らしい意見発表を、ぜひ聴きにきてください。

【八女地区青少年弁論大会】

- 日時=7月15日(日) 13時～
- 場所=八女文化会館 (八女市本町 537-2)

【筑後地区青少年弁論大会】

- 日時=7月27日(金) 13時～
- 場所=大牟田文化会館小ホール (大牟田市不知火町 2-10-2)
- 問い合わせ=八女保護区保護司会 (☎22・3522)

7月のイベント

期日 7月15日(日)

場所 旧保健センター前広場

1. 祈願祭 10:00 ~ 雨天
決行

須賀神社において、無病息災を祈願します。

2. お神輿巡幸 14:30 ~ 雨天
決行

幼児・小中学生・商工会青年部等のお神輿が北川内町内を練り歩きます。沿道でのご声援をお願いします。
※子ども法被渡しは13時30分から上陽公民館で行います。

3. イベント 17:30~20:00 雨天
順延

【旧保健センター前広場】

- ① 17:30 ~キッズダンス STUDIO COLOR
- ② 17:50 ~オープニング
- ③ 18:00 ~第2回上陽カラオケバトル
※特別ゲスト 井上紗矢香(上陽出身)
- ④ 19:10 ~井上紗矢香ミニライブ
- ⑤ 19:40 ~童衆太鼓

4. 納涼花火大会 20:10 ~ 21:30 雨天
順延

打上・仕掛花火等約1000発

※駐車場はJA集荷場周辺(100台)、北洵学園(100台)をご利用ください



納涼花火大会

観覧場所=旧保健センター前広場
打上時間= 20:10 ~ 21:30

19時30分から花火終了まで大門口柴尾線の一部および旧国鉄北川内駅前線と堂山1線を交通規制します。

★問い合わせ=八女市商工会
上陽支所 (☎ 54・2851)

キリトリセン

郵便はがき

料金受取人払

八女局
承認
422

8 3 4 - 8 7 9 0

差出有効期限
平成31年6月
30日まで

〈受取人〉

八女市本町647番地

(切手不用)

八女市長 行



8 3 4 8 7 9 0

7

キリトリセン

《回答が必要な方は、住所・氏名・電話番号の記入をお願いします。》

ご住所		
(フリガナ) お名前		
年齢	歳 (性別) 男・女	☎

あなたの声を届けてください!

皆さんが日ごろ八女市に対して思っていることを、市長に届けてください。将来の八女市づくりのため問題点は改善し、建設的な内容については実現に向けて努力してまいります。なお、市の事務と関係のないものについては回答しておりませんので、ご了承ください。

○市長室直通ファクスも市内からは無料でご利用いただけます。
0120・24・4554 (フリーダイヤル)



こっぱげ面 祇園祭(星野)

- 期日=
- 【長尾地区】7月11日(水)
- 【三坂・的別当地区】
14日(土)・15日(日)
- 問い合わせ=星野支所
(☎ 52・3114)


【おみこし】

- 期日=7月20日(金)、21日(土)

【黒木納涼花火大会】

- 期日=7月22日(日)20時~
- 場所=大藤対岸
- 花火問い合わせ=八女市商工会 (☎ 42・0153)

祇園祭
(黒木)



岩崎の子ども川まつり(八女)

- 日時=7月14日(土)9時~
- 場所=宇佐八幡宮・岩崎公民館
- 問い合わせ=文化振興課文化係
(☎ 24・8163)

災害の多い季節です！ 災害便乗商法にご注意を。

【事例】

「自然災害で壊れた箇所はないか」と電話があり、昨年の台風で屋根が傷んでいることを話すと「火災保険で修理できる。保険申請も代行して行なう。自己負担は一切ない」と言われ、その業者と契約をした。その後、保険会社から60万円の保険金が出ることになった。しかし、やはり工事はなじみの業者に頼んだほうがよいと思い、解約しようとしたところ、保険金の50%もの解約料が取られることが分かった。工事もしていないのに、納得いかない。

【注意点】

▼「火災保険が使える」という誘い文句でリフォーム工事の勧誘をする業者がいます。見積書等で保険会社に申請をしますが、自然災害による住宅の損害が、火災保険の対象外になる場合もあります。

▼「保険申請を代行する」という誘い文句で勧誘をする業者がいます。業者の目的はリフォーム工事をすることです。「古くなったところも、先日の台風のせいにして、保険金を請求しちゃいましょう」などと、虚偽の申請を出す業者もいます。うその

理由による保険金請求は保険金詐欺に該当するおそれがあります。

▼高い解約料を請求する業者がいます。解約料については通常、契約書等に書かれています。中には契約書を発行しなくても、解約料を請求してくる業者もいます。

【対応策】

■自然災害で住宅が損害を受けたら、まずは自分で損害保険会社か代理店に連絡し、保険金支払いの対象となるか、申請はどのようにするか等を確認しましょう。

■工事を依頼する際は複数の業者から見積もりを取るとよいでしょう。

■事例のような電話勧誘や訪問勧誘はクーリング・オフができる場合があります。また、勧誘に問題があれば、解約料を払うことなく取消しできる場合もあります。消費生活センターへ相談しましょう。

●消費生活相談・問い合わせ
八女市消費生活センター 平日8時30分～16時30分 (☎233・1183)
毎週水曜日9時～16時、黒木支所出張相談を行っています。(☎421111)

キリトリセン
ご意見記入欄 (八女市広報H 30.7)

あなたの声をお待ちしています

市政に対するご意見や苦情、疑問など、あなたの「声」をお待ちしています。建設的なご意見やご提案については、市長や担当課などからご本人へ回答もしていただきます。住所・氏名・電話番号等連絡先の記入をお願いします。次のいずれかに該当するものについては、対応できない場合があります。

▽特定の個人を誹謗、中傷、非難するなどしているもの▽公の秩序または善良の風俗に反するもの▽明らかに営利を目的としているもの▽趣旨が不明確もしくは不明なもの▽その他、市が不適当と判断するもの▽同一投書者による同一趣旨のもの

●問い合わせ企画政策課秘書広報係
(☎233・1110)

キリトリセン

八女紫苑句会

名利に真向きこそ向きの椿落つ 牛島 景子
ハミングに合はせ老鶯啼きにけり 堤 多鶴子
春眠や体内時計覚醒す 中川原篤子
湖 や一人占めする青い鷺 松延みさと
奉納の旗ひるかへす青葉風 井上トシ子
柿若葉声をかけたき友の家 田中サトリ
声かけに頷く人と紫陽花と 中島 正美

1. 広報紙またはホームページ (掲載可・掲載不可)

どちらかに○を付けてください。「掲載可」に○を付けられた場合は、個人が特定されないよう個人情報の取り扱いに十分注意し、広報紙または八女市ホームページに掲載する場合があります。ご記入のない場合は掲載不可と判断します。

2. 情報公開 (公開可・公開不可)

どちらかに○を付けてください。「公開可」に○を付けられた場合は、八女市情報公開条例の規定により公開請求があった場合は公開の対象となる場合があります(個人情報を除く)。ご記入のない場合は、公開不可と判断します。



<https://www.skyteahouse.com/>

そのうち地域おこし協力隊のつながりや山村塾に遊びに行くようになり、笠原の人たちとのつながりができました。そして、『集落の最も高いところにある家が10年間空き

「放浪の旅から帰国し日本の田舎に住みたいと思ったときに、おばあちゃんの住んでいた家が黒木にありました。ぼろぼろになっていた空き家を自分で片付け、近所の方の農作業を手伝うなどして楽しく暮らしていました。それをフェイスブックで発信していたら、旅で知り合った世界中、日本中の友達が訪ねて来るようになりまして。山に囲まれて、川が流れて古い家があって、自分のルーツがこないない所で、友達を案内するのが楽しかった。

旅の終わりを求めて 八女市へ移住



大刀洗町出身。自衛隊に6年間勤務後、世界60か国を5年間旅する。帰国後、祖母の家がある黒木町本分に移住。縁があり笠原の取り壊されそうになっていた古民家を活用し、2017年里山ゲストハウス『天空の茶屋敷』を開業。毎日のように日本人・外国人たくさんの人が集う。

『天空の茶屋敷』で多くの交流を育む 坂本 治郎さん(黒木)

家で、取り壊されそうになっていく。もつたないのであなたが活用しなさい」と推薦されました。立派な家で感動しました。どうしようかと3日間迷いましたが、活用することを決心しました。

その後、地域の人と外からやってきた人たちが協力して改修工事が始まりました。完成後は人が集う場として、ゲストハウスをオープンしました。こんな山奥にありながらも、たくさんの人の応援のお陰で運営が成り立っています。ここを訪れる人は、日本の本来の良さを認識している人ばかり。そのような人たちと地域をつなげていければと思います。私自身もたくさんさんの八女の人と交流していきたいです。私の生き方に興味のある人や、外国の話を知りたい人などおられたら、ぜひ声をかけてください」

7月

7月の館内整理日は27日(金)

《本館の休館日》※月曜、館内整理日
2月, 9月, 16月, 23月, 27(金), 30月

《上陽・立花・矢部・星野分館の休館日》
※月曜・祝・休日、館内整理日

2月, 9月, 16月, 23月, 27(金), 30月

《黒木分館の休館日》※火曜・祝・休日、館内整理日
3(火), 10(火), 17(火), 24(火), 27(金), 31(日)

7月の図書館だより

八女市立図書館(本館) ☎22・2504

※本館の開館時間=平日 10時~20時
土日祝 10時~18時

上陽分館 ☎54・3131 矢部分館 ☎47・2258

黒木分館 ☎42・0400 星野分館 ☎52・3120

立花分館 ☎37・1522

※分館の開館時間=9時~17時30分

ホームページ www.library.yame.fukuoka.jp (あそびに来てね!)



7月のおはなし会

幼児~小学生の皆さん対象です♪

♥本館=7日、14日、21日、28日

おはなしコーナー

※いずれも土曜日 14時から

♥黒木分館=7日(土)10時30分~

おはなしコーナー

7月のあかちゃんおはなし会

0~2歳くらいの赤ちゃん対象です♪

♥本館=1日(日)、21日(土) 11時~

2階研修室

♥黒木分館=21日(土)10時30分~

おはなしコーナー

★七夕おはなし会★

七夕や星にちなんだ楽しいおはなしと素敵な音楽を楽しめる「七夕おはなし会」です。どなたでもご参加いただけますのでぜひお越しください。(申込・参加費不要) なお、小学生以下のお子さんには小さなプレゼント(数量限定)もあります。

●日時=7月14日(土)10時30分~

●会場=図書館星野分館

●問い合わせ=星野分館(☎52・3120)、上陽分館(54・3131)

●内容II 図書館の本を借りてスタンプを集めよう。全部たまったらプレゼントがあるよ。

図書館めぐり シールラリー

●日時II 7月28日(土)20時~

●会場II 本館

●対象II 児童~一般

●内容II 夜の図書館で怖いおはなしを聞こう。大人も楽しめるイベントです。(整理券を図書館本館・分館で7月14日(土)から配布します。



自由研究おたすけ隊

あるよ。

☆なつやすみはとしよかんへ行こう☆

7月21日(土)~8月26日(日)

矢部の「木馬道と木場作林業」が 林業遺産に認定

一般社団法人日本森林学会が認定する林業遺産に八女市矢部村の「木馬道と木場作林業」が認定されました。林業遺産は、林業発展の歴史を示す景観や施設、地域独自に発展してきた林業技術や特徴的な道具、古記録などを遺産として認定する制度です。

木馬道は、丸太を枕木のように並べた木材の搬出路で、木馬と呼ばれる木そりに木材を載せ、その上を滑らせて運搬したもので、認定対象となったのは、明治末期頃より昭和中期頃まで使われた前門岳山域の1620m以上です。木場作林業とは、苗木を植林した斜面で、陸稲やヒエ・アワを栽培する農法です。木がある程度成長するまでの間、林業と農業を同じ場所で行うもので、江戸時代から昭和中期まで地域の食生活を支えました。

6月1日(金)、現地保存会代表の仁田原石義さんと福岡



市長を訪問された関係者の皆さん。

県林業技術者連絡会の福島敏彦さんが市長を訪問しました。「先人たちが体をはって頑張った仕事が評価していただけなのは地域の誇りと仁田原さん。市長は「林業遺産を子どもたちの教育にも生かしていきたい」と話していました。選定された資料類は、杉のふるさと文化館に展示されています。また八女市立図書館本館にも資料が寄贈されました。

新茶をいただきました！

「八女茶のピーアールのために役立ててください」と5月28日(月)、JA茶業部会八女支部（松延伸治支部長）から市役所に新茶（100gパック60本、10gパック100個）をいただきました。今年も例年通りのおいしいお茶ができています。三田村市長は「八女茶は八女市のピーアールに大きく貢献してもらっています。八女伝統本玉露をはじめ、これからも八女茶全体の消費拡大に力を入れていきたい」と話していました。



八女茶山唄日本一大会 82人が自慢ののどを競う！

第35回八女茶山唄日本一大会が6月3日(日)、八女市黒木開発センターで行われました。大会には県内外から集まった82人が自慢ののどを競い合いました。八女茶山唄は、茶葉を手もみする際に歌われた八女茶特有の民謡で、江戸時代末期から歌い継がれてきたものです。これらの伝統を後世に伝え、茶の振興発展と文化の向上を図るため、毎年大会が実施されています。

青年・壮年・高年部門の優勝者で争うグランプリには、審査の結果、壮年の部優勝の池田勝子さん（長崎県島原市）が輝きました。その他の部門の結果は次のとおりです（敬称略）。

【少年少女の部】草場彩菜（佐賀県伊万里市）、【青年の部】田中梨彩（佐賀県伊万里市）、【高年の部】中島和子（八女市）



高年の部優勝の中島さん（八女市）



義援金を預かりました

5月21日に八女学院同窓会（清尚会）から平成29年7月九州北部豪雨の義援金を預かりました。

お預かりした義援金は八女市を通じて被災地へ届けさせていただきます。ありがとうございました。



市内各所にホタルがいっぱい！

5月下旬～6月初旬にかけて、市内各地域でホタル祭り（辺春ホタルまつり2018：立花町、第31回八女上陽ホタルと銘茶まつり：上陽町、田代ホタル祭り：黒木町）が開かれ、各会場とも大勢の来場者で賑わいました。今年はこちら数年でも例を見ないほどたくさんのホタルが舞い、辺りが暗くなりホタルが飛び始めると、歓声が上がっていました。



上段：市内各地で多くのホタルの乱舞が見られました。立花町辺春地区で撮影（写真複数枚を合成して現像）

下段：多くの来場者でにぎわう「ほたと石橋の館」と「寄口橋」周辺。ステージイベントや出店など多くの人出で賑わいました。



元気に地域活動を
立花町北山の上の原老人クラブ「悠悠会」は6月7日(木)、地域の道路清掃作業と川崎病院の理学療法士松山裕さんを招いて研修会を実施しました。健康はまず足腰からと、自宅で簡単にできるストレッチ運動などを学びました。悠悠会は定期的に児童の見守りや奉仕活動、そうめん流しなどのイベント活動をして地域を盛り上げています。「本日も習ったことをぜひ実行して、これからも元気に地域活動を続けていきたい」と会長の松崎昭好さんは話していました。

福岡県緑化功労者表彰を受賞！

平成17年、当時の矢部村と柳川市は、矢部川の川上と川下の交流を深め、環境保全と地域の発展を願って『水のふるさと協定』を締結しました。それから約12年間、「柳川市民の森」と名付けられた矢部村の市有林で、一般公募された柳川市民や矢部村関係者が、植栽や下刈りなどのボランティアを続けてきました。この度、これらの取り組みが評価され、八女市と柳川市が福岡県緑化功労者表彰を受賞しました。

ボランティア作業を通じて参加者同士の交流もあり、矢部村で振る舞われる昼食や、特産品などのお土産を楽しみに来られる柳川市民の方も多くいらっしゃいます。森を守る環境保全の取り組みはもとより、地域交流の想いは引き継がれ、これからも自然とともに守り続けていきます。



8月から後期高齢者医療の被保険者証が新しくなります



現在の被保険者証の有効期限は、平成30年7月31日までです。8月1日から使用できる被保険者証(うす緑色)の有効期限は、平成31年7月31日までの1年間となっております。7月下旬までに簡易書留で郵送します。ただし、保険料の滞納がある場合は、通常より短い有効期限の被保険者証を窓口でお受け取りいただくことがあります。

■限度額適用・標準負担額減額認定証が8月に更新となります
現在、使用中の限度額適用・標準負担額減額認定証(以下、減額認定証)の有効期限は、平成30年7月31日です。減額認定証をすてにお持ちの人で、平成30年度の市町村民税が非課税世帯の人には、8月1日からの新しい減額認定証を7月下旬までにお届けします。

【減額認定証とは】
世帯全員が市町村民税非課税である人が入院または高額な外来診療を受ける際に減額認定証を医療機関窓口へ提示すると、医療費の自己負担は限度額までとなり、入院時の食費・居住費の負担も減額されます。なお、新たに減額認定証の交付を希望する場合は、市担当窓口での申請手続きが必要になります。

【申請に必要なもの】
被保険者証・印鑑・その他(非課税証明書など収入額を証明するものや入院期間を確認できるもの)が必要になる場合があります。

【均等割額の軽減】
平成30年度では、平成29年度の保険料軽減措置(被保険者均等割の9(7)割、8・5(7)割《注2》、5割、2割軽減)を継続しています。

【被用者保険《注3》の被扶養者であった人の軽減】
後期高齢者医療制度に加入する前日まで「会社などの健康保険の被扶養者」だった人は被保険者均等割額が5割軽減《注4》となります。また、所得割額はかかりません。

【軽減特例措置の見直し】
今後、持続可能な医療保険制度を構築するため、総所得金額等が91万円以下の人の所得割額の2割軽減が平成29年度までで廃止され、被用者保険の被扶養者であった人の均等割額の7割軽減は平成30年度から5割になります。

【保険料の減免制度について】
災害や失業等により保険料の納付が困難となった場合は、保険料が減免できる場合がありますので、担当窓口へご相談ください。

【注1】「世帯」は平成30年4月1日時点の世帯(75歳になる人、県外からの転入者などはその時点)を基準にしています。

【注2】原則は「7割軽減」ですが、特例措置により「9割軽減」「8・5割軽減」となっています。

【注3】被用者保険とは、全国健康保険協会管掌健康保険、組合管掌健康保険、船員保険、共済組合をさします。国民健康保険・国民健康保険組合は該当しません。

【注4】均等割額の軽減が9割軽減、8・5割軽減に該当する人は、それぞれ9割軽減、8・5割軽減が優先されます。

【注5】均等割額の軽減が9割軽減、8・5割軽減に該当する人は、それぞれ9割軽減、8・5割軽減が優先されます。

【注6】均等割額の軽減が9割軽減、8・5割軽減に該当する人は、それぞれ9割軽減、8・5割軽減が優先されます。

【被保険者証の自己負担割合を正確ください】
医療機関で受診する際の医療費の自己負担割合は、1割または3割です。毎年、前年中の所得をもとに、8月から翌年7月までの1年間の自己負担割合の判定を行います。自己負担割合は通常1割ですが、同じ世帯の被保険者のいずれかの人の市町村民税の課税所得が145万円以上(※)である場合は、3割となります。昨年の自己負担割合

後期高齢者医療制度についてのお知らせ



【問い合わせ】 市民課公費医療係 (☎23・1117) / 黒木支所市民生活福祉課 (☎42・1113) / 立花支所市民生活福祉課 (☎23・4932) / 上陽支所市民生活福祉課 (☎54・2218) / 矢部支所市民生活福祉課 (☎47・3111) / 星野支所市民生活福祉課 (☎52・3113)

平成30年度

後期高齢者医療制度の保険料について

保険料は平成29年中の所得金額と世帯《注1》の状況を基に算定を行い決定します。被保険者(加入者)の皆さんへ「平成30年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」を7月中旬にお届けします。

【保険料の決まり方(計算方法)】
▽保険料は、県内どの地域でも同じ基準で算定されます。
▽保険料は、加入者一人一人にかかります。保険料率(被保険者均等割額、所得割率)は、2年ごとに見直されることとなっております。平成30年度に改定されています。

【均等割額の軽減】
平成30年度では、平成29年度の保険料軽減措置(被保険者均等割の9(7)割、8・5(7)割《注2》、5割、2割軽減)を継続しています。

【被用者保険《注3》の被扶養者であった人の軽減】
後期高齢者医療制度に加入する前日まで「会社などの健康保険の被扶養者」だった人は被保険者均等割額が5割軽減《注4》となります。また、所得割額はかかりません。

【軽減特例措置の見直し】
今後、持続可能な医療保険制度を構築するため、総所得金額等が91万円以下の人の所得割額の2割軽減が平成29年度までで廃止され、被用者保険の被扶養者であった人の均等割額の7割軽減は平成30年度から5割になります。

【保険料の減免制度について】
災害や失業等により保険料の納付が困難となった場合は、保険料が減免できる場合がありますので、担当窓口へご相談ください。

【注1】「世帯」は平成30年4月1日時点の世帯(75歳になる人、県外からの転入者などはその時点)を基準にしています。

【注2】原則は「7割軽減」ですが、特例措置により「9割軽減」「8・5割軽減」となっています。

【注3】被用者保険とは、全国健康保険協会管掌健康保険、組合管掌健康保険、船員保険、共済組合をさします。国民健康保険・国民健康保険組合は該当しません。

【注4】均等割額の軽減が9割軽減、8・5割軽減に該当する人は、それぞれ9割軽減、8・5割軽減が優先されます。

国民年金保険料の免除制度・納付猶予制度のお知らせ

国民年金保険料を納めるのがちょっとムズカシイ……

そんなときには未納のままにせず、保険料免除制度や猶予制度をご利用ください。



経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合、申請して認められれば、保険料の納付が免除されたり猶予されたりする制度があります。保険料の免除や猶予を受けず、未納の状態が障害や死亡といった不慮の事故が発生した場合、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられないことがあります。

なお、保険料の免除には、本人、配偶者、世帯主の所得基準が定められています。また市県民税の申告をしていない人は、所得の審査ができないため申請されても免除承認されません。申告をしたうえで申請ください。

免除や猶予の種類は次のとおりです。

【全額免除制度】

申請して認められれば保険料の全額が免除されます。この期間は、将来受け取る年金額が、全額納付した場合の2分の1として計算されます。

【一部納付（免除）制度】

「4分の1免除」「半額免除」「4分の3免除」があり

ます。いずれも申請が必要です。この期間は、将来受け取る年金額が、それぞれ全額納付した場合の8分の7、8分の6、8分の5として計算されます。

【国民年金保険料納付猶予制度】

保険料の免除は、申請者本人のほか配偶者や世帯主の所得も審査の対象となります。そのため一定以上の所得がある世帯主と同居している人は、免除制度を利用することができます。そこで20歳から50歳未満の方で保険料の納付が困難な人は、申請により保険料の納付が猶予され、保険料を後払いにする制度があります。

この場合、所得の審査は本人と配偶者のみで行います。猶予された期間は、将来年金を受け取る際の受給資格期間には算入されますが、年金額には反映されません。

将来の年金受給額を確保するために

保険料の免除や猶予を受けた期間は、保険料を全額納

付した場合に比べて受け取る年金額が少なくなります。このため、これらの期間については10年以内であれば保険料の追納（後払い）ができるようになります。

※保険料の免除や納付猶予を受けた期間の翌年度から数えて3年度目以降に保険料を追納する場合は、承認を受けた当時の保険料額に、経過期間に応じた加算額が上乘せされます。

手続き（申請）は7月から

国民年金の免除などの承認期間は、7月から翌年6月までです。平成30年度の免除申請は、7月2日（月）から受け付けます。本庁市民課国保年金係、または各支所の年金の窓口で申請をしてください。申請に必要なものは次のとおりです。

- ▽身分証明書
- ▽マイナンバーの分かるもの
- ▽国民年金手帳または基礎年金番号が確認できるもの
- ▽退職（失業）した人が申請を行うときには、雇用保険受給者証、雇用保険被保険者

離職票など

▽代理人が申請される場合は、被保険者本人の印鑑
▽別世帯の人が申請される場合は、被保険者本人からの委任状

過去2年間に国民年金保険料の未納期間がある人

保険料の納付期限から2年を経過していない期間まで免除申請ができます。国民年金保険料の未納のある人は、お早めの申請をおすすめします。

【問い合わせ】

- 市民課国保年金係 (☎23・1116)
- 黒木支所市民生活福祉課 (☎42・1113)
- 立花支所市民生活福祉課 (☎23・4932)
- 上陽支所市民生活福祉課 (☎54・2218)
- 矢部支所市民生活福祉課 (☎47・3111)
- 星野支所市民生活福祉課 (☎52・3113)

お知らせ



八女軽トラ市

八女特産の野菜や加工食品、雑貨などを販売します。出店者も随時募集しています。
●日時 7月8日(日)9時〜12時 ※悪天候の場合中止

駐車場

●問い合わせ 同実行委員会事務局 (☎22・3131)

久留米大学「八女手すき和紙イタリア事業」報告会

筑後の貴重な文化財を守ろうと活動する「久留米大学比較文化研究所文化財保存科学研究部会」による2018年イタリア事業報告会。

第4回八女のまつり

光と音楽の花火大会



- 日時=9月15日(土) 20時〜(打ち上げ)
- 場所=宮野公園 (べんがら村横)

今年度の八女のまつりオープニングイベント「光と音楽の花火大会」は、9月15日(土)に開催します。詳細は広報八女8月1日号でお知らせします。

- 問い合わせ=八女茶のくに観光案内所 (☎22・6644)

修復財としての八女手すき和紙の可能性や、現地で行った実演等の報告会です。

●日時 7月7日(土)15時〜17時

●場所 八女伝統工芸館1階講義室

●問い合わせ 久留米大学狩野さん (☎090・4770・2317)

大洲地域元氣プロジェクト

市民との協働によるまちづくり提案事業

大洲地域元氣プロジェクトの第1弾として、地域の元気づくり講演会を開催します。みんなで地域の元気づくりを考えてみませんか。

●演題 元氣が出る地域づくり〜100円居酒屋の挑戦〜
●講師 高橋とし子さん (社会福祉法人安岐の郷理事長・総合施設長)

●日時 7月8日(日)13時開場13時30分開演

●会場 げんき館おおぶちイベントホール(旧大洲小学校)
●問い合わせ 大洲を元気にする会 田中さん (☎090・7984・3181)

立花自然と歩こう会

参加自由(無料)、会員は保険あり(年500円)

●日時 7月8日(日)7時30分、旧上辺春小学校集合

●コース 松尾弁財天
●問い合わせ 白鳥さん (☎37・0038)

みんなで歌おうボンモマン

ハーモニカの伴奏で楽しく歌いましょう。C調ハーモニカをお持ちの人は「お山のお猿」「浜千鳥」他と一緒に演奏しませんか。参加費無料。

●日時 7月14日(土)14時〜16時
●場所 八女文化会館

●問い合わせ サウス・ハーモニカグループ『竹取物語』末石さん (☎23・3366)

第54回地域活動講演会

今回は「キレイライフプラス講座」〜簡単クッキング。参加無料。定員40人

●日時 7月17日(火)19時〜

7/5 緊急地震速報の訓練があります

7月5日(木)、全国瞬時警報システム(Jアラート※)を用いた緊急地震速報の訓練が全国各地域で実施されます。八女市ではこの訓練実施のため、午前10時ごろ、FMラジオの自動起動により大音量で「緊急地震速報。大地震です。大地震です。これは訓練放送です」という放送が流れます。(※)Jアラートとは、地震・津波や武力攻撃等の緊急情報を、国から人工衛星などを通じて瞬時にお伝えするシステムです。●問い合わせ=防災安全課生活安全係(☎24・8146)

防災ラジオは設置していますか

八女市では全世帯の世帯主に対し、防災ラジオを無償で貸与しています。受け取っていない、故障しているなどの場合は企画政策課または各支所総務課へお問い合わせください。●問い合わせ=企画政策課秘書広報係(☎23・1110)



●場所 九州電力八女営業所(矢原町東裏467)

●問い合わせ ホームヘルプ・ケアプラン金太郎(☎24・9657)

福岡共同公文書館企画展

「西南戦争―かけぬぐる情報―」当時、最新の通信手段だった電報や、報道として用いられた錦絵を中心に紹介します。観覧無料。

●期間 7月18日(水)〜9月22日(土)9時〜17時 ※休館日は月曜日、祝日、9月18日(火)

【講演会】「報じられた西南戦争―新聞・実録・錦絵―」
●日時 7月28日(土)14時〜15時30分
●講師 北九州市

立大学文学部 生住昌大准教授 ○定員 80人(先着順)

●場所 問い合わせ 福岡共同公文書館(筑紫野市上吉賀) ☎092・919・6166

八女市中美水墨画展

市内四つの水墨画サークル(みはる会・緑水会・はつらつ水墨画・立花水墨画)が合同で作品約50点を展示します。

●日程 7月21日(土)〜26日(木)
●場所 八女市 八女回廊
●問い合わせ 合同代表 安達さん (☎22・3779)

八女歩こう会「早朝・矢部村森林ウォーク」

申込不要、雨天決行、山道



【歴史講座】「神宿る島」宗像・
沖ノ島と関連遺産群

昨年7月に世界文化遺産に登録された『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群。古代から現代に至るまで「神宿る島」として崇拝され、島内には他に例をみない古代祭祀遺跡が残っている沖ノ島を中心とした本資産の内容と価値を解説します。

- 日時=7月28日(土)13時30分～15時
- 会場=岩戸山歴史文化交流館(いわいの郷)研修室
- 講師=磯村幸男さん(福岡県文化振興課世界遺産室参与)
- 受講料=無料
- 定員=50人(先着順・当日受付)
- 問い合わせ=同館
(☎24・3200 / ☎24・3210)

- を歩きやすい服装で雨具・タオル・飲料水を持参ください。
- 日時=7月22日(日)6時八女伝統工芸館前集合・出発
- コース=大自然の矢部村森林コース約6km
- 参加費=会員外は200円(傷害保険料)
- 問い合わせ=吉岡さん(☎090・5925・1003)
- 共生の森「七夕まつり」
- 日時=7月29日(日)10時～13時
- 内容=竹の遊び(竹とんぼ・紙玉てっぽう等)、紙の遊び(折り紙・リサイクル工作等)、バザー(かき氷、美味しいものいっぱい等)
- ※1年生の七夕揮毫会(要申込、先着50人、表装紙代800円)
- 場所・問い合わせ=多世代

交流館「共生の森」(☎22・2257)



矢部川ふれあいカヌー教室

- 夏休みの思い出にカヌーに挑戦しませんか。参加費無料。申込書は総合体育館、西公民館に準備しています。
- 日時=7月28日(土)・29日(日)※教室は1時間単位です。
- 参加申込書を参照ください。
- 場所=矢部川・八女市宮島堤防下(筑後市との境界付近)
- 対象=小学生以上(小学1・2年生は原則保護者同乗)
- 申込締切=7月17日(火)
- 問い合わせ=八幡校区まちづくり協議会事務局 馬場さん(☎090・9604・1869)

市民公開講座

- 『みんな考えていく地域づくり』～地域で支え合う福祉のまちづくりを目指して
- できる限り誰もが住み慣れた地域で最後まで安心して暮らしていけるような仕組みづくり(地域包括ケアシステム)について、自分の地域で必要なものは何か一緒に考えてみませんか。
- 日時=7月28日(土)10時～11時30分(受付9時30分)
- 場所=おりなす八女はちひめホール
- 講師=厚生労働省 梅本政隆さん
- 定員=160人(先着順)
- 参加費無料、申込不要
- 問い合わせ=介護長寿課地域包括支援係(☎23・1203)



「八女はなしばきいていかん」出演者募集

- 郷土の昔話おはなし会の出演者募集!郷土に伝わる昔話を楽しむおはなし会に参加してみませんか。一人(二団体)5～10分程度を予定。
- 募集開始=7月1日(日)

- 定員=6人(団体での参加も可)
- おはなし会日時=10月21日(日)14時
- 会場=八女文化会館2階研修室
- 問い合わせ=まなびと八媛(八女市立図書館内)☎22・2504、本館カウンター

八女市長旗(ナイター)野球大会参加チーム

- 会場=八女市立山球場
- 日程=8月19日(日)～10月中旬
- 開会式=8月19日(日)19時立山球場
- 参加費=5000円
- 申込締切=7月22日(日)7月16日(祝)を除く月曜日(休館)
- ※抽選会を8月4日(土)19時から八女市総合体育館研修室で行います。
- 申込・問い合わせ=総合体育館(☎24・1230)

市営住宅入居者

- 今年度第2回定期募集の受付を7月10日(火)から7月31日(火)まで実施します。募集案内(申込書)は7月10日から、八女市役所本庁、各支所の担当係にて配布し

- ます。募集住宅・募集戸数等は、募集案内をご覧ください。応募者数が募集戸数を超える場合は抽選(公開抽選会)です。入居申込資格等については、募集案内または市ホームページをご覧ください。
- 問い合わせ=都市計画課(☎23・2577)▽黒木支所建設課(☎42・1117)▽立花支所建設課(☎23・4930)▽上陽支所建設課(☎54・2219)▽矢部支所建設課(☎47・3111)▽星野支所建設課(☎52・3114)

県営住宅入居者

- 募集住宅=県内に所在する県営住宅(詳細は募集案内書をご覧ください)
- 募集案内書の配布および受付期間=7月12日(木)～7月23日(月)
- 募集案内書の配布場所=県住宅供給公社、同公社筑後管理事務所および大牟田出張所、市役所都市計画課各支所窓口
- 問い合わせ=県住宅供給公社(☎092・781・8029)

統計グラフコンクール作品

小学生以上の児童・生徒
および一般の方を対象に、統計の
ことを知ってもらいために、昭和28
年から行われ、今年で66回目とな
ります。自分で研究テーマを決め、B
2(72・8センチ×51・5センチ)サイ
ズの紙に、グラフを用いてその研究
成果を示すものです。各部門ごとに特
選1点以内、入選4点以内、佳作5点
以内を選出。応募者全員に「参加賞
(記念品)」。受賞作品のうち、優
秀な作品は、さらに全国大会へ出品
されます。詳しくは「ふくおかデー
タウェブ」を検索ください。

●募集締切 9月5日(水)

●提出 福岡県統計協会八女支部
(筑後市企画調整課) ☎0942・53・4427

「みどり香るまちづくり」企画コンテスト

かおりの樹木・草花を用いた「みどり香るまちづくり」企画
コンテストを実施します。環境大臣賞
(1点)には50〜100万円相当の苗木
等を副賞として提供。詳細は環境省
HPをご覧ください。
●応募要件 ①かおりの樹

木・草花等(原則30本以上)を使用する
企画であること
②今後実施を想定しており、植栽場所
などを確保している企画であること
(すでに実施している事業につ
いては、植え替えや拡大などを想定し
ている事業であること)

●募集締切 9月14日(金)

川の生きもの探検隊参加者

南筑後地域環境協議会(事務局・
県南筑後保健福祉環境事務所)では、
小学生を対象とした水辺教室を開催
します。参加費無料

●日時 8月4日(土)10時〜12時30分

●場所 ほとると石橋の館(上陽町北川内)

●内容 同館北側の星野川にて水生昆虫
や魚を採集・観察し、「水のきれいさ」を調
べます。缶バッジづくりもを行います。

●対象者 小学生(3年生以下は保護者
同伴)

●申込 1ファクスまたはメールで7月27日(金)までに申し込み
ください。定員20人※先着

☎22・6963 / FAX23・7424 / nandiku@pref.fukuoka.jp

おひろめかい 八姫お披露目会 2018夏



地域おこし協力隊が事務局を務めるワークショップ「八姫お披露目会2018夏」が6月から八女福島で行われています。ワークショップを開催するのは、新規起業・開業された女性の皆さん(予定の方含む)です。女性ということで「八姫」、新規起業・開業ということで「お披露目会」と名付けています。

【手作り酒粕化粧水】

●出店者=恵比寿酒店 ●日時=7月7日(土)15時〜、約1時間 ●場所=本町245 ●参加費用=1500円(ワンドリンク付き、ノンアルコールあり、カード払い可)
●予約=22・8107(7月5日まで。電話は12時以降にお願いします)

八姫お披露目会では、他に「麻ひも手編みバック教室」「アロマについてのお話しとアロマミスト・アロマ泡洗顔作り」「ようらde簡単ペーパーフラワーWS」が行われます。地域おこし協力隊のフェイスブックにQRコードからアクセスすると、各ワークショップのスケジュール・体験談などをご覧ください。

●問い合わせ=地域振興課 町並み景観係 ☎24・8164 / hachihimeohiromekai@gmail.com



夏休み裁判所子ども見学会

小学5〜6年生を対象に、参加者体験型の模擬裁判・クイズなどを行います。電話にて申し込みください。先着22人。保護者の付き添いが必要です。

●日時 7月30日(月)14時〜16時

●場所 福岡地方裁判所久留米支部(久留米市篠山町)
●申込 同所 ☎0942・32・5387

スポーツ鬼ごっこ体験会参加者

●日時 7月21日(土)13時30分〜15時
●場所 吉田グラウンド(雨天時屋内)

●参加費 無料(スポーツ安全保険への加入をお勧めします)

●問い合わせ 中島さん ☎090・9560・8985

福岡県公衆衛生医師

福岡県保健福祉環境事務所などで保健・医療・介護施策の企画立案に携わる医師を募集します。業務内容・応募要件、採用時期、申込方法など詳細は問い合わせください。

●採用予定数 3人

●選考方法 面接試験、小論文評定など

●応募締切 7月31日(火)

●問い合わせ 福岡県保健医療介護総務課 ☎092・643・3237

自衛官を目指しませんか

自衛隊に興味があるあなた、7月1日から自衛官候補生、一般曹候補生、航空学生、予備自衛官補の募集受付が始まります。あなたの力をぜひ自衛隊で発揮してください。詳しくはインターネット【福岡地本】で検索できます。

●問い合わせ 自衛隊福岡地方協力本部八女地域事務所 ☎24・5192

戦没者遺児による慰霊友好親善事業参加者

●対象 先の大戦による戦没者の遺児
●参加費 10万円
●実施地域 ビスマーク諸島、東部ニューギニア、西部

ハロートレーニング～急がば
学べ【公的職業訓練のご案内】



仕事を探している人を対象に、希望する職種への就職やキャリアアップのためのスキルを習得する訓練がハロートレーニングです。ものづくりコースから、事務、介護サービス、IT関連など様々な分野のコースがあります。受講や詳しい説明を希望される方は、ハローワーク八女でご相談ください。

●問い合わせ＝(☎23・6188)

試験

公立八女総合病院

- ①介護福祉士(正規職員)
- 試験区分Ⅱ▽介護福祉士(中途採用) 若干名▽介護福祉士(新規採用) 若干名
- 採用予定日Ⅱ▽中途採用

ニューギニア、北ボルネオ・マレー半島、マリアナ諸島、トラック・パラオ諸島、フィリピン、ソロモン諸島、ミャンマー・タイ、台湾・バシー海峽、マーシャル・ギルバート諸島、中国※日程等の詳細はお問い合わせください。
●問い合わせⅡ日本遺族会事務局(☎03・3261・5521)

就業支援

県立久留米高等技術専門学校

受験料・受講料無料(教科書代等実費)。申込書はハローワークに準備。詳細は問い合わせください。

(☎092・643・3956)

- 受付Ⅱ7月17日(火)～7月27日(金)(当日消印有効)
- 【インターネット】7月17日(火)～7月24日(火)
- 受験資格Ⅱ昭和34年4月2日以降生まれで、今年6月末現在、民間企業等において職務経験が5年以上ある人
- 試験日Ⅱ8月26日(日)
- 問い合わせⅡ県人事委員会

福岡県行政職員
(民間企業等職務経験者)

●詳細は公立八女総合病院企業団のHPに掲載しています。
●問い合わせⅡ同病院人事課(☎23・4131)

相談

ひとり親サポートセンター(春日センター)

- 募集科・定員Ⅱ介護サービス科(後期)・30人
- 訓練期間Ⅱ9月21日(金)～3月15日(金)(6か月間)
- 募集期間Ⅱ7月2日(月)～8月20日(月)
- 試験日Ⅱ8月24日(金)
- 問い合わせⅡ同校(☎0942・32・8795)

ひとり親家庭の方等を対象に、ハローワークと連携した就業支援や養育費相談等を行っています。次の支援を希望する方はお電話ください。
●問い合わせⅡ同センター(春日クローバープラザ内) ☎092・582・3931
※月々金曜9時～17時、毎週土曜と第1・第3日曜9時～16時
【養育費相談】
電話相談(離婚協議中の方もご相談ください)
【無料弁護士相談】
来所相談(先着順4人)
●日時Ⅱ7月4日(水)・8月1日(水)13時～15時、7月11日(水)・7月25日(水)18時30分～

20時30分
●相談会場Ⅱ春日市クローバープラザ6階
【介護福祉士実務者研修】
※有資格者対象、通信制
●期間Ⅱ10月20日～12月22日毎週土曜日の10日間、9時30分～17時

司法書士の日記念相談会

●締切日Ⅱ7月18日(水)
●定員Ⅱ12人(託児あり)
●受講料Ⅱ無料(教材費等の1万円は自己負担)
●会場Ⅱウイズインタランスクール教室(福岡市中央区薬院)
●継続登記や会社設立などの登記相談、悪質商法などの消費者問題、借金などの多重債務問題、訴訟、成年後見など、一人で悩まず、まずはお気軽にご相談ください。
福岡県司法書士会主催。
●日時Ⅱ8月4日(土)10時～15時
●方法Ⅱ面談相談(無料) 1件30分※予約優先、定員最大40組
●会場Ⅱ久留米市役所3階301号室他
●予約受付期間Ⅱ7月9日(月)～8月3日(金)(土日祝日を

小・中学校体育施設利用

市民のスポーツ活動に体育館や運動場を開放しています。利用したい人は必ず「利用者の会(事前登録必要)」に参加してください。
《8月利用者の会》
●期日Ⅱ7月21日(土)
●時間・学校名Ⅱ▽13時30分(福島小、長峰小、福島中)▽14時15分(八幡小、岡山小、西中)▽15時(上妻小、三河小、南中)▽15時45分(忠見小、川崎小、見崎中、上陽北浜学園)
●会場・問い合わせⅡ総合体育館(☎24・1230)

柳川山門医師会
看護高等専修学校説明会

●日時Ⅱ7月22日(日)9時30分(受付9時)
●内容Ⅱ入試、入学後2年間のスケジュール、校内案内等
●問い合わせⅡ同校(☎0944・72・8086)



筑後市

【第52回筑後船小屋花火大会】

●日時= 7/28(土) 19:50 ~ 21:30 ●
 場所=筑後広域公園芝生広場 ●問=市観光協会 (0942・53・4229)

柳川市

【第20回柳川ひまわり園】

●日程= 7月中旬~下旬 ●場所=柳川ひまわり園 ●問=市観光課 (0944・77・8176)

【灯り舟(夜のお堀めぐり)】

●日程= 7月13日~9月24(9月は金・土・祝日のみ) 19:40 発
 ●場所=川下り内堀コース ●問=市観光協会 (0944・74・0891)

みやま市

【第42回みやま納涼花火大会】

●日時= 7/20(金) 20:00 ~ ●場所=瀬高橋付近 ●問=同実行委員会 (0944・63・8000)

広川町

【逆瀬谷薬師堂そうめん流し】

●日時= 7/29(日) 10:00 ~ 15:00
 ●場所=逆瀬谷薬師堂(水原3153-2) ●問=広川町観光協会(32・5555)

輝翔館学校説明会

●期日= 7月28日(土) 10時~12時30分(受付9時30分)
 ●場所= 県立輝翔館中等教育学校(本校)

●内容= ①学校紹介・中高一貫教育の説明等 ②体験授業 ③学校見学、寄宿舎見学、部活動見学、個別相談等

※事前申し込みください。申込書は同校HPからダウンロードできます。上履き持参。詳しくはHPで確認ください。
 ●問い合わせ= 松崎さん・神田さん (☎42・1917)

中学校卒業程度の学力があるかを認定する試験

●日時= 10月25日(木)
 ●会場= 県吉塚合同庁舎
 ●対象= やむをえない理由で保護者が義務教育諸学校に就学させる義務を猶予また

は、免除された方

●受験案内・願書の配布= 文部科学省、県教育庁義務教育課で7月9日(月)~9月7日(金)まで配布

●願書受付= 8月20日(月)~9月7日(金) ※詳細は県公式ホームページをご覧ください。
 ●問い合わせ= 県教育委員会義務教育課 (☎092・643・3908)

資産等報告書の閲覧

八女市政治倫理条例の規定に基づき、市長、副市長、教育長および議員から資産等報告書の提出がありまして、次のとおり閲覧に供しています。閲覧を希望される人は、総務課(市役所本庁)または議会事務局(立花庁舎)まで申し出てください。

●閲覧期間= 市長、副市長

教育長および議員の任期満了の日まで(土・日・祝日等を除きます)

●閲覧時間= 8時30分~17時
 ●閲覧場所=

▽市長、副市長および教育長の資産等報告書 ↓ 総務課 (☎23・1111)
 △議員の資産等報告書 ↓ 議会事務局 (☎23・4922)

労働力調査にご理解を

総務省統計局と福岡県では、毎月、労働力調査を実施しています。雇用・失業対策のための資料として活用されています。調査対象は、無作為にどなたにも選定される可能性があります。統計調査員が皆さまのお宅に調査のお願いに伺った際には、調査員の説明をお聞きの上ご回答をお願いします。

【八女消防本部】防ごう、水の事故

いよいよ夏本番。海や川、山のレジャーを楽しむ季節になりました。しかしその反面、不慮の事故が増える季節でもあります。悲しい水の事故を防止しましょう。

▽池や川岸の草が生い茂っているところには近寄らないようにしましょう。▽遊泳時はもしもの時に備え、ロープや浮き輪等を準備しましょう。▽天候の悪い時には、水辺で遊んだり、泳いだりするのは止めましょう。▽体調不良や飲酒している時の遊泳は止めましょう。▽もし溺れている人を見つけたら、一人で助けようとせず、大きな声で助けを求めましょう。併せて119番通報しましょう。泳いで救助に向かわず、ロープや浮き輪など使って助けましょう。

水の事故の傾向を見てみると、救助にあたった方が命を落とすケースが多発しています。無理に飛び込まず、素早い119番通報で救助要請してください。また、乳幼児は風呂や家庭用ビニールプール等の水位の低い場所でも溺れるため、絶対に目を離さないようにしてください。

7月に納めるもの

- 固定資産税(2期) ●国民健康保険税(1期) ●後期高齢者医療保険料(1期)
- 介護保険料(1期) ●住宅使用料(7月)
- 保育料(7月)

納期限・口座振替日は7月31日(火)

納税は、安全便利な口座振替をご利用ください。納期限内の納付にご協力ください。遅れると督促状が発送され督促料や延滞金が発生します。※納付書の再発行は担当課へご連絡ください。

▼人口と世帯(5月31日現在)

人口	64,173	(-174)
男	30,266	(-101)
女	33,907	(-73)
世帯数	24,792	(-73)

※()内は前月比

▼5月の異動

出生	45人	死亡	87人
転入	162人	転出	294人

▼5月の火災・救急の状況

火災出火件数	1件	(18件)
救急出動件数	241件	(1,431件)
救急搬送人数	238人	(1,385人)

▼5月の交通事故の状況

人身事故発生件数	29件	(147件)
傷者	35人	(183人)
死者	1人	(2人)

※()内は1月からの累計

相談はお気軽にどうぞ

無料法律相談 予約

- 7月19日(木)、8月2日(木) / 相談
13:00～16:00 / 場所・法務局八女支
局 (収入等一定額以下等の条件あり)
※予約・法テラス福岡 ☎ 050・
3383・5502 (平日 9:00～17:00)
- 7月13日(金) 13:30～16:00
/ 社会福祉会館
※予約 ☎ 23・0294
- 7月20日(金) 13:30～16:00
/ ふじの里 (黒木) ※予約 ☎ 42・2131
- 7月27日(金) 13:30～16:00
/ 地域福祉センター (上陽)
※予約 ☎ 54・3629
- 7月20日(金) 10:00～12:00 / 八女
商工会議所 ※予約 ☎ 22・5161

男女共同参画推進支援委員相談 予約

- 7月12日(木) 13:30～16:30
※予約・男女共同参画推進課
☎ 23・1314

女性相談 (働く女性の家 ☎ 37・1522)

- 7月20日(金) 9:30～11:30
/ 働く女性の家 (立花)

なんでも人権相談

(法務局 ☎ 23・2603)

- 7月6日(金) 13:00～16:00
/ 社会福祉会館

行政相談 (総務課 ☎ 23・1111)

- 7月5日(木) 13:30～16:00
/ 社会福祉会館
- 7月10日(火) 13:30～16:00
/ 地域福祉センター (上陽)
- 7月18日(水) 9:30～12:00
/ ふじの里 (黒木)

- 7月9日(月) 13:30～16:00
/ 立花市民センター 2階

司法書士相談 (社協 ☎ 23・0294)

- 7月20日(金) 13:30～16:00
/ 社会福祉会館
- 7月13日(金) 13:30～16:00
/ ふじの里 (黒木)

心配ごと相談 (社協 ☎ 23・0294)

- 7月4日(水)、18日(水)
13:30～16:00 / 社会福祉会館

- 7月18日(水) 9:30～12:00
/ ふじの里 (黒木)

- 7月25日(水) 13:30～16:00
/ 地域福祉センター (上陽)

- 7月11日(水) 9:30～12:00
/ かがやき (立花)

日本政策金融公庫相談会

- 7月6日(金) 13:00～15:00
/ 八女商工会議所

定例税務相談会 (毎月第2月曜日)

- 7月9日(月) 10:00～15:00
/ 八女商工会議所

経営支援相談会 予約

- 7月17日(火) 13:30～16:30 / 八女
商工会議所 ※予約 ☎ 22・5161

補聴器の修理と相談

(福祉課 ☎ 23・1335)

- 7月17日(火) 13:00～14:30
/ 八女市役所

- 7月12日(木) 9:00～10:00
/ 地域福祉センター (上陽)

- 7月13日(金)・17日(火) 10:00～12:00
/ ふじの里 (黒木)

- 7月17日(火) 10:00～12:00
/ かがやき (立花)

- 7月26日(木) 10:00～12:00
/ 星野支所

生活困窮者の自立支援相談

(福祉課生活支援係 ☎ 23・1350)

生活保護に至る前のさまざまな事情
で困っている方をご相談ください。

- 月～金 8:30～17:00

年金相談 予約

久留米年金事務所のお客室相談室へ。
予約をすれば待ち時間が少なくなります。
※基礎年金番号をお知らせください。

- 月曜 (休日の場合は翌日) 8:30～
19:00 / 火曜～金曜 8:30～17:15 /
毎月第2土曜日 9:30～16:00
※予約 (☎ 0942・33・6215)

家庭児童相談室 予約

- 平日 9:30～16:00 /
市役所内 ※予約 (☎ 23・1448)
黒木支所内 ※予約 (☎ 42・1800)

こころの健康相談 予約

「気が落ち込む」「家族の飲酒問題」「子
どもが引きこもり」などの心配事は一人
で考えず、専門家に相談してください。

- 第1～第4月曜日 14:30～16:00 /
南筑後保健福祉環境事務所分庁舎
(八女総合庁舎)
※予約 ☎ 0944・72・2176

弁護士多重債務・労働問題・DV被害相談 予約

- 毎週火曜 13:30～16:00 / 社会福祉
会館 ※予約 ☎ 0942・30・0144

消費生活相談 (来訪または電話相談)

- 月～金曜 8:30～16:30 / 八女市消
費生活センター (市役所内)
☎ 23・1183

- 毎週水曜 9:00～16:00

- / 黒木支所第3相談室 ☎ 42・1111

消費生活無料法律相談 予約

- 7月17日(火) 13:00～16:00 / 八女市
消費生活センター ※予約 ☎ 23・1183

電話相談

教育相談

- 平日 9:00～17:00 / 八女市教育委
員会 ☎ 0120・784・110

教育相談

- 無休・24時間受付 / 南筑後教育事
務所 ※予約 ☎ 0942・52・4949

養育費相談

- 平日 9:00～17:00、第1・第3土日
9:00～16:00 / ひとり親サポートセ
ンター ☎ 092・584・3931

やめ女性ホットライン

- 平日 10:00～17:00
/ ☎ 092・513・7337

難病ホットライン

- 平日 8:30～17:15 / 南筑後保健福祉
環境事務所 (☎ 0944・72・2610)

高齢者総合相談窓口

(平日 8:30～17:15)

【地域包括支援センター】

- 八女地域包括 (本庁内) ☎ 23・1203
- 黒木地域包括 (黒木支所内) ☎ 42・1119
- 立花地域包括 (立花支所内) ☎ 24・8922

- 上陽地域包括 (上陽支所内) ☎ 24・8315
- 矢部地域包括 (矢部支所内) ☎ 24・9011
- 星野地域包括 (星野支所内) ☎ 24・8212

おたんじょうびおめでとう

 <p>月足 蔵之助 ちゃん H29年7月1日生(立花町) 1歳のお誕生日おめでとう！優しい男の子になってください。</p>	 <p>田中 快采 ちゃん H29年7月1日生(室岡) 1歳おめでとう！！笑顔を絶やさずお兄ちゃんと仲良く元気に育ってね♡</p>	 <p>藤田 咲陽 ちゃん H29年7月2日生(高塚) 1歳おめでとう！たくさん笑顔ありがとう♡太陽大好きだよ♡</p>	 <p>野上 大空 ちゃん H29年7月4日生(馬場) 1歳のお誕生日おめでとう♡大空の日々の成長が楽しみだよ☆</p>
 <p>村口 寧音 ちゃん H29年7月7日生(稲富) 甘えんぼで抱つこが大好きな寧音ちゃん。毎日笑顔をありがとう。</p>	 <p>山下 輝星 ちゃん H29年7月8日生(星野村) これからお姉ちゃんと呼ぶ健康に大きくなってね！大好きだよ！</p>	 <p>野中 嘉晃 ちゃん H29年7月8日生(立花町) 嘉晃くん誕生日おめでとう！ぶくぶく元気いっぱい膨らんでね♡</p>	 <p>榎原 陽咲 ちゃん H29年7月9日生(南馬場) おめでとう！これからもお兄ちゃんと楽しく遊ぼうね♡</p>
 <p>林 柚月葉 ちゃん H29年7月11日生(岩崎) いつも元気で笑顔のゆづが大好き♡たくさん笑顔をありがとう！！</p>	 <p>井上 ゆめ ちゃん H29年7月12日生(国武) 笑顔がとっても素敵なゆめちゃん1歳おめでとう♡元気に大きくなあれ！</p>	 <p>宇野 碧人 ちゃん H29年7月12日生(川伏) 1歳おめでとう♡大好きなお兄ちゃんとこれからも仲良く元気に大きくなあれ！</p>	 <p>上野 夏実 ちゃん H29年7月12日生(本) 生まれてきてくれてありがとう♡これからたくさん笑顔をを見せてね♡</p>
 <p>森田 花 ちゃん H29年7月13日生(納楚) いつも元気をくれてありがとう。すくすく大きくなってね！</p>	 <p>平田 すず ちゃん H29年7月14日生(立野) 1歳のお誕生日おめでとう♡ここにこの笑顔で、すくすく育ってね！</p>	 <p>立山 琴菜 ちゃん H29年7月15日生(蒲原) 琴菜ちゃん1歳おめでとう！すず&いん姉ちゃんと一緒にたくさん遊んでね。</p>	 <p>中島 心慈 ちゃん H29年7月18日生(稲富) 心慈くん 祝1歳おめでとう！！元気いっぱい笑顔いっぱい 大きくなあれ！！</p>
 <p>桑野 喜 ちゃん H29年7月18日生(納楚) 祝♡1歳おめでとう。これからも笑顔ですくすく育ってね♡</p>	 <p>平井 里季 ちゃん H29年7月18日生(岩崎) 祝1歳！お姉ちゃんと仲良く遊んで元気に大きくなってね！</p>	 <p>井上 友愛 ちゃん H29年7月19日生(馬場) パパもママもニコニコの友愛が大好きです。お誕生日おめでとう。</p>	 <p>篠原 叶真 ちゃん H29年7月20日生(泉島) 祝1歳☆元気でヤンチやな叶真くん。優しくたくましく育ってね♡</p>
 <p>川邊 祐弥 ちゃん H29年7月24日生(宅間田) 1歳おめでとう♡たくさん幸せをありがとう。元気にすくすく育ってね！</p>	 <p>村口 琴音 ちゃん H29年7月26日生(上陽町) 1歳のお誕生日おめでとう♡歌が大好き琴ちゃん。元気に大きくなあれ！</p>	 <p>冷水 こころ ちゃん H29年7月28日生(立野) 生まれてきてくれてありがとう！すくすくと元気に育ってね♡</p>	 <p>川口 葉奈 ちゃん H29年7月31日生(蒲原) 1歳おめでとう！これからも可愛い笑顔でみんなをいやしてね！！</p>

満1歳のお子さまの写真を募集しています(ただし、市内に住民登録があるか実際に住んでいる人に限る)。氏名・生年月日・住所・簡単なコメント(30字以内)・電話番号を添えて、誕生日前月の7日までに直接お持ちいただくか、郵送でお申し込みください。応募多数の場合は先着順となります。●申し込み=企画政策課秘書広報係 ☎23・1110

市長コラム④

「奥八女別邸やべのもり」で癒しのひとときを



矢部村所野地区に7月21日、待望の「奥八女別邸やべのもり」がオープンします。この施設は、矢部川のせせらぎが心地よいロケーションに、離れ宿7棟と管理棟・レストランを備え、市内外からのお客さまに上質な癒しの空間と、八女の贅沢なおもてなしを堪能していただける新しい観光スポットとして、市が平成27年度から整備を進めてきました。離れ宿は、2人または4人利用タイプ(床面積48.7㎡～73.9㎡)で、それぞれに高級感溢れる空間を演出し、心ゆくまで優雅な時間を過ごしていただけます。また、レストランでは、地元で採れた新鮮な食材を使い、お客さまに喜んでいただけるおいしい料理を提供いたします。▼ご存じのとおり、矢部村には、「蹴洞(けほぎ)岩」「ハート岩」などの奇岩群、美しい日向神ダム湖と千本桜、県下最高峰の釈迦岳(標高1,230m)を含む矢部山系八名山、陶芸やヤマメ釣りが楽しめる「秘境柚の里溪流公園」、観光物産館「柚のさと」など、魅力あるスポットがたくさんあります。また、八女という地名の由来に関わる八女津媛神社や、南北朝時代南朝最後の親王、後征西将軍・良成親王の御墓も残る、歴史とロマンの地域でもあります。▼皆さんぜひ、この「やべのもり」へおいでください。そして、ご友人やお知り合いにもご紹介いただき、奥八女の大自然の中で贅沢な時間を過ごしていただけるよう願っています。八女ファンのさらなる獲得に向けてよろしくお祈りします。



三田村 統之

広報 八女
2018 [平成30年] 7月1日号 No.1142

■編集・発行 八女市役所企画政策課秘書広報係
〒834-8585 福岡県八女市本町647番地
TEL 0943・23・1110 FAX 24・8083
■URL: <http://www.city.yame.fukuoka.jp/>

※この広報紙は竹パルプ10%配合の環境に配慮した紙を使用しています



編集後記

▼八女に移住して初めて迎えるこの夏は、ぜひ浴衣で白壁の町並みを歩きたいと思ひ、帯の結び方を練習しています。帯一本でも様々な結び方があり、慣れない手つきで試行錯誤を重ねています。(Y・Y)

▼先日、息子へと魚釣りのおもちやをいただきました。毎日夢中になって遊んでいます。かく言う私も魚釣り好き。これも遺伝かと感じています。(T・S)

▼ぶつくるん号お披露目式に行きました。本好きだった私。子どもの頃こんなにかわいい図書館が来ていたら、どんなにうれしかったことでしょう。(K・S)

災害からあなたを守る防災ラジオ 八女市の防災情報はFM八女【80.1MHz】を通じて放送します。

